

令和8年度整備に係る
地域密着型サービス事業者の公募について

令和7年8月

名 張 市

令和 8 年度整備に係る地域密着型サービス事業者の公募について

1 公募の趣旨

名張市では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。
より質の高いサービス基盤を整備する観点から、施設を整備、運営する事業者については、公募により選定を行います。

2 公募するサービスの種類等

サービスの種類	公募事業所数	募集圏域
認知症対応型共同生活介護	1 事業所 (18 床以下)	市内全域

施設整備期間 令和 9 年 3 月 31 日までに施設整備を完了すること

＜日常生活圏域図＞



日常生活圏域 1	名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘
日常生活圏域 2	薦原、美旗、比奈知、すずらん台
日常生活圏域 3	錦生、赤目、箕曲、百合が丘
日常生活圏域 4	つつじが丘、国津
日常生活圏域 5	桔梗が丘

令和 7 年 8 月 1 日現在（年齢基準日：令和 7 年 8 月 1 日）

人口 73,528 人 高齢者人口 25,767 人 高齢化率 35.0%

令和 7 年 7 月末日現在（速報値）

第 1 号被保険者数 25,770 人 第 1 号被保険者認定者数 4,935 人
第 1 号被保険者認定率 19.2%

3 施設整備に係る補助金

(1) 整備に係る補助金としては、「地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金」があります。

この補助金は、国・県の予算の範囲内で採択されるため、必ずしも補助単価に基づく額が交付額となるわけではありません。また、不採択になることも想定されます。そのため、整備を希望する事業者については、資金計画の策定にあたり補助金の不交付も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようにお願いします。

(2) 補助金を受けて整備を行う事業者は、市に対して別途補助金交付申請等を行い、交付決定（承認）を受ける必要があります。

(3) 市の交付決定（承認）前に入札・着工した場合、補助金は受けられません。

(4) 施設整備補助金を受ける場合、補助事業を行うために締結する契約等は、事業者主催の一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。

(5) 補助金を受けずに施設を整備・開設する場合は、補助金交付申請や市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要はありませんので、選定後直ちに着工が可能です。

(6) 名張市単独での補助金はありません。

(7) 補助金を受け整備した施設・設備を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、担保、取壊し、転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要になりますので注意してください。（耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。）

＜一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠とは>

建築工事の設計金額が2億5千万円未満の場合は、名張市入札参加資格者名簿に登録されている名張市内に本店を置く業者を入札参加対象事業者として、条件付き一般競争入札を行った上で工事契約の締結をしていただきます。

名張市内に本店を置く業者でも設計金額により入札参加資格が異なります。

また、市の基準に従い最低制限価格を設定することは可能です。

なお、事業者独自の条件を設ける場合は市の承認を得てください。詳しくは介護・高齢支援室までお問い合わせください。

補助事業	補助単価	対象経費
整備等 助成事業	39,600 千円 (新築) 10,500 千円 (空き家を活用)	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
施設開設 準備経費等 支援事業	989 千円 × 定員数	施設の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料 （算定期間は、当該施設開設前の6か月間を上限とする。）

- ※ 対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。
- ※ 空き家を活用した整備について、空き家に抵当権が設定されている場合は補助対象外となります。
- ※ 補助単価については、令和6年度の単価を表記してあります。令和8年度の単価については未定です。補助単価が減額される場合もあります。

4 応募資格

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7年8月1日現在、介護保険法第8条各項に規定するいずれかの事業において、1年以上の実績を有する団体等（法人）であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号若しくは第6項各号又は同法第115条の12第2項各号若しくは第4項各号に該当しないこと。
- (3) 法人及びその代表が、市県民税、固定資産税等の市町村税を滞納していないこと。
- (4) 事業運営は申請法人が行うこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び法人代表者等がその構成員でないこと。またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 事業所を整備する土地・建物は、応募者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。
なお、土地は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流及び土石流氾濫域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）に指定されていないこと。
- (7) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
*資金については、補助金の不交付も想定した上で確保をお願いします。

5 整備基準等

下記の基準等に従ってください

- (1) 名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第31号）
*ただし、地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用する場合は、居室の有効面積は **9㎡以上**、居間及び食堂の有効面積は、入居定員に **3㎡を乗じて得た面積以上**とする。
- (2) 名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第32号）
- (3) 名張市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第30号）
- (4) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

- (5) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 126 号）
- (6) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 128 号）
- (7) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）
- (8) その他関係基準
上記に掲げる基準等以外に必要とされる以下の関係法令等に従ってください。
 - ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
 - イ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
 - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
 - エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
 - オ 建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）
 - カ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - キ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
 - ク 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）
 - ケ その他関係法令

6 事業予定者の選定方法

(1) 事業予定者の選定方法

- ア 公募期間内に応募があった事業予定者を対象に選定を行います。
- イ 事業予定者の選定は、地域密着型サービス運営委員会の審査に基づき、市が行います。
- ウ 審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。
- エ 事業予定者の応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合、再度公募を行う場合があります。

(2) 審査の手順

応募申込書及び事前協議書等の関係書類を審査します。また、本事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価するため、ヒアリング等を行い審査します。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は文書で通知します。

(4) 事業予定者の公表

決定した事業予定者の名称は公表します。

7 応募申込み手続き

(1) 応募申込書の提出

本公募に申し込みを希望する事業者は、応募申込書及び事前協議書等を提出期間内に提出してください。提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

応募申込書の提出期間等

提出期間	令和7年9月1日（月）から <u>10月31日（金）</u> まで （土曜・日曜・祝日は除きます） 受付時間 9時00分から16時30分まで
提出場所 （問い合わせ先）	名張市鴻之台1番町1番地 名張市 福祉子ども部 介護・高齢支援室 電話 0595-63-7599 FAX 0595-63-4629 メールアドレス kaigo@city.nabari.lg.jp
提出方法	電話等で日時を予約したうえで、応募者が持参により提出してください。 （郵送不可）

（２）提出書類

- ア 地域密着型サービス事業者応募申込書（様式１）
- イ 地域密着型サービス事業者選定に係る事前協議書（様式２）
- ウ 予定従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式３）
- エ 添付書類一覧及び添付書類
（提出の際、アからウまでのエクセルファイルもメールにて提出願います。）

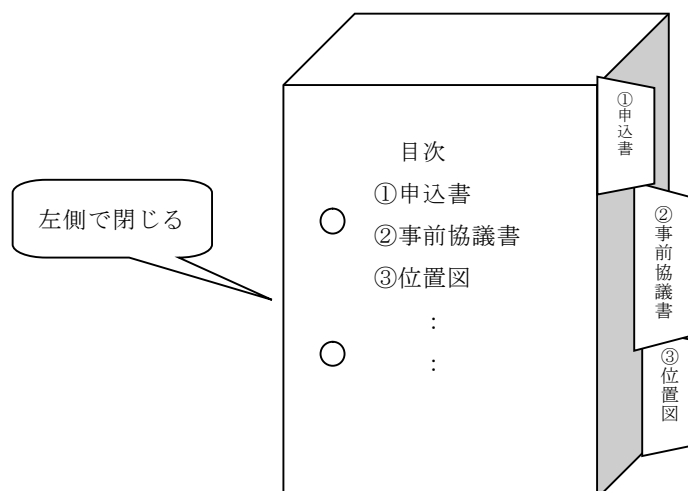
※上記のほか、市が必要と認める場合には、追加で書類の提出を求めることがあります。

（３）提出部数 正本１部・副本８部

（４）提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ア 全体をフラットファイル等で綴ること
- イ 全体の目次を付けること
- ウ 書類の順番は、応募申込書（様式１）、事前協議書（様式２）、添付書類１、２、３・・・の順とすること
- エ 書類の項目ごとに、白紙の仕切り紙をはさみ、文字表記のインデックスを付けること
（番号表示のみは不可）
- オ 書類は原則A４版で作成し、平面図等でA３版等になる場合は折り畳むこと



8 選定後の手続

選定された事業者については、改めて所定の時期に指定申請を行っていただきます。申請を受け、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」等の基準を満たしていることを書類及び現地で確認し、地域密着型サービス運営委員会での協議を経て指定を行います。

なお、指定基準を満たさない場合には、指定をすることはできません。

補助金を受ける場合の指定事務に関するスケジュール等（予定※１）

時 期	内 容
令和７年９月１日～１０月３１日	応募申込書提出期間
令和７年１１月	選定審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
令和７年１２月	選定結果通知
令和８年４月以降	補助金申請・決定※２
	入札・工事着工
令和９年２月	指定申請書提出
令和９年３月中旬	工事完了（申請書類及び現地の確認）
令和９年４月１日	事業所指定 事業開始

※１：スケジュールは予定ですので、変更となる場合があります。

※２：三重県の補助金決定後に、名張市が事業者に補助金決定を行うため、スケジュールが遅れることがあります。

9 選定、審査要件

（１）基本要件

ア 過去５年以内に介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法等に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消等の行政処分を受けていないこと。また、代表者又は代表予定者が個人又は他の法人の代表者として行政処分を受けていないこと。

イ 利用者の人権擁護、虐待防止、個人情報保護等のための体制整備に取り組むこと。

ウ 用地の確保が確実であり、当該建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。

エ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。

（２）審査内容

ア 運営主体	運営理念、法人の経営状況、信頼性（介護保険制度の知識）	等
イ 施設立地	利便性（孤立していないか）、安全性（危険地域でないか）	等
ウ 施設計画	資金計画、設備内容、機能性、快適性	等
エ 運営計画	職員配置（確保）、防犯防災、継続性	等
オ 地域連携	地域組織との調整、地域貢献、保健・医療・福祉連携	等

（３）その他

ア 地域密着型サービスについては、地域との連携・交流が重要であることから、応募に際しても、近隣地域住民の理解が得られていることが必要です。地域への説明を行う場合には、事業化されない場合がある旨も含め、書面等により十分な説明を行ってください。

イ 選考決定後、建設に係る開発、建築規制その他法令により整備が認められない場合、介護保険法上の指定基準を満たさない場合は、選定を取り消します。

- ウ 可能な場合は、介護保険施設等における木材の利用の促進及びC L Tの活用について、検討してください。
- エ 応募申込書の提出に際し必要な費用、選考結果に伴い発生する費用は応募者の負担となります。
- オ 応募申込書の提出をもって、上記に記載された一切の事項を承諾したものとみなします。